

議案第 4 3 号

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成23年 9 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

天理市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、「第 1 項の」を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は、平成23年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。